

福岡県公報

令和 4 年 11 月 8 日
第 347 号

目 次

告 示 (第951号 - 第960号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○液化石油ガス販売事業者の認定	(工業保安課)	3
○廃川敷地等の発生	(河川管理課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○鳥獣捕獲等事業の認定	(農山漁村振興課)	4
公 告		
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	4
○落札者等の公示	(情報政策課)	4
○福岡県営筑後広域公園の利用料金の承認	(公園街路課)	4
○落札者等の公示	(教育庁財務課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	5
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	6
○福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催	(企画課)	7
○落札者等の公示	(教育庁施設課)	7

○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	8
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	8
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	9
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	9
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	10
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(情報政策課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	11
○第51回採石業務管理者試験の合格発表	(工業保安課)	11

告 示

福岡県告示第951号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 8 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉 県 道		筑紫野三輪線	前	朝倉郡筑前町栗田555番1先から 朝倉郡筑前町栗田583番1先まで	34.5 ～ 49.7	47.3
			後	朝倉郡筑前町栗田555番1先から 朝倉郡筑前町栗田583番1先まで	34.5 ～ 51.1	47.3

福岡県告示第952号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉 県 道	筑紫野三輪線		前	朝倉郡筑前町弥永1685番1先から 朝倉郡筑前町弥永1669番1先まで	62.8 ～ 151.6	219.1
			後	朝倉郡筑前町弥永1685番1先から 朝倉郡筑前町弥永1669番1先まで	62.8 ～ 151.6	219.1

福岡県告示第953号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉 県 道	八香女春線		前	朝倉郡東峰村大字宝珠山5271番1先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山5261番4先まで	10.9 ～ 33.7	248.1

			後	朝倉郡東峰村大字宝珠山5271番1先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山5261番4先まで	10.9 ～ 33.7	248.1
--	--	--	---	--	-------------------	-------

福岡県告示第954号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉 県 道	八香女春線		前	朝倉郡東峰村大字宝珠山5260番4先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山5270番1先まで	19.2 ～ 40.1	377.9
			後	朝倉郡東峰村大字宝珠山5260番4先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山5270番1先まで	22.1 ～ 43.8	377.9

福岡県告示第955号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉 県 道		八 女 春 線	前	朝倉郡東峰村大字宝珠山5575番 1 先 から 朝倉郡東峰村大字宝珠山5576番 2 先 まで	23.3 ～ 45.4	113.7
			後	朝倉郡東峰村大字宝珠山5575番 1 先 から 朝倉郡東峰村大字宝珠山5576番 2 先 まで	25.9 ～ 60.1	

福岡県告示第956号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定に基づき液化石油ガス販売事業者の認定をしたので、同法第88条第2項の規定により次のように公示する。

令和4年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 認定を受けた者の名称、代表者氏名及び所在地
グリーンホーム株式会社 代表取締役 財津 大地
福岡市博多区豊一丁目8番20号
- 認定年月日
令和4年10月12日

福岡県告示第957号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県朝倉県土整備事務所に備えて置いて縦覧に供する。

令和4年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 河川の名称

筑後川水系桂川

- 2 廃川敷地等が生じた年月日

令和4年11月8日

- 3 廃川敷地等の位置

朝倉市福光字屋敷241番1地先から
朝倉市福光字屋敷245番1地先まで

- 4 廃川敷地等の種類及び数量

土地
47.44㎡

福岡県告示第958号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女 県 道		湯 辺 田 八 女 線	前	八女市北田形145番先から 八女市北田形49番先まで	6.4 ～ 22.6	450.0
			後	八女市北田形145番先から 八女市北田形49番先まで	6.4 ～ 15.7	

福岡県告示第959号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年11月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和4年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	湯辺田 八 女 線	八女市北田形145番先から 八女市北田形49番先まで

福岡県告示第960号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定に基づき、令和4年9月30日付けで鳥獣捕獲等事業の認定をしたので、同法第18条の5第2項の規定により次のように公示する。

令和4年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

事業者の名称	住 所	代表者の氏名
特定非営利活動法人 フォーチュンプラス	久留米市津福今町483番地10	大原 進

公 告

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和4年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業（本河内地区）	平成21年3月30日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る物品等の名称及び数量
電子調達システムに係るソフトウェア等賃貸借契約 72か月
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県企画・地域振興部情報政策課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
令和4年10月5日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
N T T ・ T C リース株式会社九州支店
 - 住所
福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
184,781,520円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
令和4年8月26日

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営筑後広域公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和4年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名称
福岡県営筑後広域公園
- 2 位置
みやま市瀬高町本郷
- 3 利用料金の承認年月日
令和4年10月4日
- 4 利用料金（令和4年10月4日以降）
多目的広場

単 位			金 額
屋根付広場	一面	1時間以内	690円

備考

競技者のすべてが学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
実習船「海友丸」第2種・第3種中間検査受検及び修繕工事
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称
福岡県立水産高等学校 共同運航事務局
- (2) 所在地
福津市津屋崎四丁目46番14号

- 3 落札者を決定した日
令和4年10月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名
長崎造船株式会社
- (2) 住所
長崎県長崎市浪の平町4番2号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
92,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和4年9月2日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市旭ヶ丘一丁目834番2、834番22の一部、834番38の一部、834番85から834番142まで及び835番1の一部並びに旭ヶ丘二丁目769番219及び769番220
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉北区明和町9番1号
株式会社海王
代表取締役 竹下 弘実

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第

6 項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 8 日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営柳川 2 期地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	令和 4 年 11 月 8 日から 令和 4 年 12 月 7 日まで	柳川市役所

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 8 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和 4 年 10 月 21 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ宮若店

(2) 所在地 宮若市宮田字梨子元3676番1の一部外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 竜馬	朝倉市一木1148番地の1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
--------	----

株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 竜馬	朝倉市一木1148番地の1
---------------	------------	---------------

4 大規模小売店舗を新設する日

令和 5 年 6 月 22 日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,482平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
建物敷地内	53
合計	53

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数 (台)
建物東側	12
合計	12

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
建物東側	40.0
合計	40.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
建物敷地北側	7.42
合計	7.42

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ドラッグストアモリ	24時間	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯
24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	建物敷地東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後11時00分

公告

令和4年度福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第2回）が次のように公開されるので、公告する。

令和4年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 日時

令和4年11月15日（火） 午後1時30分

2 会場

福岡市博多区千代一丁目20番31号

福岡県千代合同庁舎3階 C301B会議室

3 予定議案

- (1) 河川事業（藤野川）について
- (2) 河川事業（大根川）について
- (3) 河川事業（沖端川）について
- (4) 河川事業（塩塚川）について
- (5) 河川事業（塩塚川（高潮））について
- (6) 河川事業（紫川）について

(7) 河川事業（曲川）について

(8) 街路事業（都市計画道路 那珂川宇美線（下白水西工区））について

(9) 街路事業（都市計画道路 中央団地川宮線）について

(10) 街路事業（西鉄天神大牟田線（春日原～下大利））について

4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10人を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定する。

5 問合せ先

福岡県県土整備部企画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3696）

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

セキュリティ環境拡充に関する機器 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和4年10月12日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

NTT・TCリース株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

158,670,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和4年9月2日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

マシンングセンタ（4備出49）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和4年10月12日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

関東物産株式会社福岡支店

(2) 住所

福岡市中央区天神三丁目9番33号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

50,820,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和4年9月2日

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和4年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和4年10月27日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
ナックスデザイン株式会社	福岡市西区西都一丁目6-8-2F	坂口 正志	令和2年1月10日 福岡県知事許可（特-1） 第102280号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

（注）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）

別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和4年11月10日から令和4年12月11日までの32日間

4 処分の原因となった事実

ナックスデザイン株式会社は、令和2年度から4年度にかけ県内の民間工事2件において、資格要件を満たさない者をそれぞれ監理技術者として配置していた。このことは、建設業法第26条第2項に違反し、同法第28条第1項第2号に該当する。

同社は、上記の工事において、同法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者3者と、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて、下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第6号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和4年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和4年10月27日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
みなと設備	糸島市加布里831	鍋嶋 民和	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和4年11月10日から令和4年11月12日までの3日間

4 処分の原因となった事実

みなと設備は、令和2年度に県内の民間工事において、建設業の許可を得ずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和4年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和4年10月27日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社功洋技建	福岡市早良区田村三丁目28-2	福永 真	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和4年11月10日から令和4年11月12日までの3日間

4 処分の原因となった事実

株式会社功洋技建は、令和2年度に県内の民間工事において、建設業の許可を得ずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和4年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和4年10月27日

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
立花住設	糟屋郡宇美町障子岳二丁目11-17	立花 啓輔	なし

2 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和4年11月10日から令和4年11月12日までの3日間

3 処分の原因となった事実

立花住設は、令和3年度に県内の民間工事において、建設業の許可を得ずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和4年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和4年11月8日から令和4年12月7日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県企画・地域振興部情報政策課に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市福童字東内畑562番2及び562番8から562番14まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑後市大字山ノ井362番地6

ドリームホーム株式会社

代表取締役 近藤 大記

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 スーパーオートボックス久留米
 - 所在地 久留米市津福今町392番1外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特にありません

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 日の里一丁目団地（賃貸施設）
 - 所在地 宗像市日の里一丁目10番
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - 駐車需要の充足等交通に関する事項
周辺道路への路上駐車、渋滞の解消に努めてください。
 - 歩行者の通行の利便の確保等
（危機管理課：0940-36-5050、教育政策課：0940-36-5099）
 - 歩行者の安全確保に十分配慮してください。
 - 児童生徒の通学に十分注意してください。
 - 工事中並びに開店後の前面道路駐車禁止の徹底をお願いします。
 - 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮、廃棄物に係る事項等
（環境課：0940-36-9092）

- 事業活動に伴って生じた廃棄物は自己処理責任に基づき適正に処理してください。
- ごみ減量及びリサイクルに努めてください。
- ごみの排出・集積場所の衛生管理（ごみの散乱、悪臭防止等）に努めてください。
- 資源物回収ボックスの設置にご協力をお願いします。（ボックスは市が貸与）
- 防災・防犯対策への協力（危機管理課：0940-36-5050）
駐車場等死角ができないよう街灯等の設置をする等、防犯対策を充分に行ってください。
- 騒音の発生に係る事項（環境課：0940-36-1421）
騒音、振動規制法及び環境基本法の基準以下の騒音であっても、できる限り近隣住民の迷惑にならないよう配慮してください。
- 街並みづくり等への配慮等（都市計画課：0940-36-1484）
 - 建築物等は宗像市景観計画に適合したものとしてください。
 - 屋外広告物については、設置前に許可を受けてください。路上への設置は道路占用となり、原則許可できません。

公告

第51回採石業務管理者試験（令和4年10月14日実施）の合格者を次のように発表する。

令和4年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

合格者受験番号

2、7、9、10、17、25、26、27、29、38、39